

この記入例は産業廃棄物収集運搬業（新規・法人または個人・積替え保管含む）のもので、実際に申請される区分により内容等は変わりますのでご注意ください。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

特別管理の申請には様式第12号（第十条の十二関係）をお使い下さい。

年 月 日

日付は、空白にしてください。

住所、氏名は登記事項証明書（法人）または住民票（個人）の記載どおりに記入してください。郵便番号、電話番号も忘れず記入してください。個人の方は屋号を追加することもできます。

申請者 〒 460-8508
住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
氏名 株式会社名古屋市
代表取締役 名古屋 太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 052-972-2391

・代理人による申請の場合、申請者と申請代理人を連記してください。
・行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

第1項の規定により申請します。

事業の範囲は、注1)にあるとおりに記入してください。

事業の範囲

（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え・保管を含まず
汚泥▲、動植物性残さ、がれき類■
以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
積替え・保管を含む
廃プラスチック類※、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず※、がれき類※
以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
▲は水銀含有ばいじん等を除く ※は石綿含有産業廃棄物を除く
■は石綿含有産業廃棄物を含む（以下同様）

・事務所は、今後名古屋市から連絡する場合の郵送先、電話連絡先を記入してください。
・事業場は名古屋市内の積替え・保管施設を記入してください。

事務所

名古屋市〇区〇〇町△△番××号
電話番号 052-###-####

事業場

名古屋市〇区〇〇町△△番
電話番号 052-###-####

事業の用に供する施設の種類及び数量

車両 3台、船舶 1隻
コンテナ、ドラム缶、蛍光灯専用ケース

土地の登記事項証明書のとおり記入してください。（住所表記ではなく地番表記となります。）

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 名古屋市〇区〇〇町△△番
面積 500m²
種類 廃プラスチック類※、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず※、がれき類※
以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
保管能力 保管面積 29m²
保管上限 24m³
保管高さ 2m

※事務処理欄

注1) 事業の範囲及び取り扱う産業廃棄物の種類において、以下の事項を記入してください。

- (1) 事業の範囲は、積替え保管を行うかどうか明記してください。(「積替え、保管を含む」、又は「積替え、保管を除く」)。
- (2) 「廃プラスチック類」、「ガラスくず及び陶磁器くず」及び「がれき類」については、石綿含有産業廃棄物を取り扱うかどうか明記してください(「石綿含有産業廃棄物を含む」、又は「石綿含有産業廃棄物を除く」)。
- (3) 「燃え殻」、「汚泥」、「廃酸」、「廃アルカリ」、「銻さい」及び「ばいじん」については、水銀含有ばいじん等(燃え殻、汚泥、銻さい、ばいじんにあつては、水銀を **15mg/kg** を超えて含有するもの。廃酸、廃アルカリにあつては、水銀を **15mg/L** を超えて含有するもの。)を取り扱うかどうか明記してください(「水銀含有ばいじん等を含む」、又は「水銀含有ばいじん等を除く」)。
- (4) 「積替え、保管を除く」、「積替え、保管を含む」のそれぞれについて、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱うかどうか明記してください(「以上○種類」の後に、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、又は「水銀使用製品産業廃棄物を除く」を記入)。
- (5) 特定有害産業廃棄物の場合は、有害物質を明記し、有害物質ごとに1種類として数えてください。

なお、下記記載例のように、水銀使用製品産業廃棄物の積替え、保管は行わないが、積替え、保管を行う産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物と同じ産業廃棄物の種類が含まれる場合、当該産業廃棄物の種類は「積替え、保管を除く」及び「積替え、保管を含む」の両方に記入してください。

例)

積替え・保管を含まず

金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず※

以上2種類(水銀使用製品産業廃棄物を含む)

積替え・保管を含む

金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず※

以上2種類(水銀使用製品産業廃棄物を除く)

※石綿含有産業廃棄物を除く

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	愛知県	023000#555#
	岐阜県	産業廃棄物収集運搬業申請中 〇〇年〇月〇日
	三重県 静岡県	024000#555# 022000#555#

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
		住	所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所
かぶしきがいしゃなごやし 株式会社名古屋	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
		住	所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所
--------------	----

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年 月日	役職名

- ・登記事項証明書及び住民票に記載されているとおりに、名称、氏名、本籍及び住所を記入してください。(省略しないでください。)
- ・外国人の方は、氏名欄には、本名、本名のアルファベット表記及び通称名(ある場合)、本籍には国籍を記入してください。
- ・ふりがなも記入してください。
- ・役員には、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する者、取締役等と同等以上の支配力を有する者が含まれます。

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称	住	所
なごや たろう 名古屋 太郎	S11. 1. 1 代表取締役	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	同上
めい じろう 名 次郎 MEIJIROU (なごや じろう) (名古屋 次郎)	S23. 3. 3 取締役	〇国	愛知県〇〇市××町〇番地 ××マンション8棟508号
あいち はなこ 愛知 花子	S33. 3. 3 顧問	岐阜県△△市☆☆町〇番地	名古屋市◇◇区◎◎一丁目*番#号
とうかい さぶろう 東海 三郎	S21. 1. 1 監査役	三重県□□市☆☆町*番地	

更新申請を準備されている方へ

- ・社名、住所、役員、株主等に変更がある場合は、別途変更届の提出が必要です。
- ・詳細は、変更事項一覧、変更届記入例をご覧ください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	20,000株		出資の額	1,000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
なごや たろう 名古屋 太郎	S11.1.1	10,000株	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
		50%	同上	
あいちけん (株)愛知県		6,000株		
		30%	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	
		個人の方で、この第3面は、記入する項目に該当しない場合は、空白のまま添付してください。		

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍		
	役職名・呼称	住 所		
あいち たろう 愛知 太郎	S43.2.1	愛知県〇〇市〇〇町**番地		
	名古屋支店長	同上		
		使用人とは、次に掲げるものの代表者であるものとする。 ・本店又は支店の代表者 ・事業場、事務所の代表者であって産業廃棄物処理業に関する契約権原を有する者		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

① 事業の概要

- ・主に、市内の建設現場から排出される建設系廃棄物を収集し、中間処理場へ運搬する又は自社積替え保管場所へ運搬し積替え後中間処理場へ運搬する。石綿含有産業廃棄物は最終処分場へ運搬する。
- ・主に、食品製造業者の製造工場から排出される動植物性残さを収集し、中間処理場へ運搬する。

② 営業範囲

- ・愛知県、岐阜県、三重県、静岡県

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥▲	50 t/月	泥状 (建設汚泥)	××建設(株) 名古屋市内各工事現場	該当なし	(株)〇〇〇 (脱水) 名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番
2	混合物 (廃プラスチック類 ※、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず ※)	20 t/月	固形 (建設廃材)	同上	名古屋市〇区 〇〇町△△番	〇〇〇(株) (選別) 名古屋市〇区〇〇町〇〇番
3	混合物 (金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず ※ (水銀使用製品産業廃棄物を含む))	1 t/月	固形 (蛍光管)	同上	同上	(株)〇〇〇 (破碎) 名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番
4	動植物性残さ	5 t/月	固形 (食品残さ)	××食品(株) 名古屋市〇区〇〇町△番	該当なし	(株)〇〇〇 (堆肥化) 名古屋市〇区〇〇町〇〇番
5	がれき類※	100 t/月	固形 (コンクリートくず)	××建設(株) 名古屋市内各工事現場	名古屋市〇区 〇〇町△△番	〇〇〇(株) (破碎) 名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番
6	がれき類■	5 t/月	固形 (スレート)	同上	該当なし	(株)〇〇〇 (埋立) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
7						
8						
9						
10	▲は水銀含有ばいじん等を除く ※は石綿含有産業廃棄物を除く ■は石綿含有産業廃棄物を含む					

- ・ () 書きで予定運搬先の処分方法を記入してください。
- ・ 積替え保管がある場合は所在地を地番まで記入して下さい。
- ・ 工事現場等排出場所が特定できない場合は、「市内各工事現場」と記入してください。
- ・ 性状には具体的な内容も併せて記入してください。
- ・ 混合物を運搬する場合は「混合物 (廃棄物の種類)」と記入してください。

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	ダンプ	名古屋 100 あ 0000	10,000 kg	(株)名古屋市	新 土砂禁車両
2	キャブオーバ	名古屋 100 さ 0000	4,000 kg	(株)名古屋市	新
3	バン	尾張小牧 100 か 0000	2,000 kg	名古屋 太郎	新
4	船舶 (汽船)	000000	6,000 t	(株)名古屋市	新 (第00丸)
5		<ul style="list-style-type: none"> ・備考欄は新規許可申請の場合は、すべて「新」となり、更新許可の場合は、すべて「既」としてください。 ・(特別管理)産業廃棄物の収集運搬に使用する車両(乗用車は不可)を記入して下さい。 ・自動車検査証に記載されているとおりに記入してください。 ・車体の形状欄は自動車検査証の車体の形状を記入してください。 ・トラクタの場合、最大積載量欄にはけん引重量を記入してください。 ・所有者又は使用者欄には自動車検査証の使用者を記入し、空欄の場合は所有者を記入してください。 ・土砂等運搬禁止車両では、鉱さい、がれき類は運ぶことができません。 ・車両を借用している場合は、賃貸借契約書などの継続的な使用権原を証する書類を添付してください。事業用車両(青ナンバー)を他者から借用することはできません。 			
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地	名古屋市〇区〇〇町△△番××号				
駐車場の所在地	名古屋市〇区〇〇町△△番××号 ※ 付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
コンテナ	石綿含有産業廃棄物	0m ³			
ドラム缶	汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、動植物性残さ	000ℓ			
蛍光管専用ケース	蛍光管(水銀使用製品産業廃棄物)	0m ³			
	/				

運搬する品目の名称等を記入してください。

(3) 積替施設又は保管施設の概要

所在地 名古屋市〇区□□町△△番
種類 廃プラスチック類※、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず※、
がれき類※
以上4種類(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
保管能力 面積 $29m^2$
保管上限 $24m^3$
高さ $2m$

※は石綿含有産業廃棄物を除く

積替え保管を行わない場合は該当なしと記入し
てください。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

・車両毎の用途

1. ダンプ

- ・廃プラスチック類※、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず※

2. キャブオーバ

- ・汚泥▲、廃プラスチック類※、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず※、蛍光管（金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む））、動植物性残さ、がれき類※、がれき類■

3. バン

- ・廃プラスチック類※、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず※

4. 船舶

- ・汚泥▲

▲は水銀含有ばいじん等を除く、※は石綿含有産業廃棄物を除く
 ■は石綿含有産業廃棄物を含む

・収集運搬業務を行う時間

8時～17時（休憩 1時間）

・休業日

日曜、国民の祝日、年末年始（12月28日～1月3日）

当該許可に係る事業に限らず、申請者の事業に携わる方全員の人数を記入してください。

従業員数の内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人	1 人	1 人	1 人	5 人	3 人	0 人	14 人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 飛散防止のため荷台にシート掛けを行う。
- ・ 汚泥、動植物性残さはドラム缶を用い運搬する。
- ・ 石綿含有産業廃棄物は、破碎することがないような方法で、かつ、他の廃棄物と混合することがないように、コンテナに入れて運搬する。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）は、破損しないよう、専用のケースに入れて、区分して運搬する。

運搬時の具体的な飛散流出対策について記入してください。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

- ・ 保管場所は、作業のないときは門扉を閉め、施錠して第三者が立ち入れないようにする。
- ・ 建屋内で積替え、保管を行い、飛散流出を防止する。また、床面はコンクリート舗装とし、地下浸透を防止する。
- ・ 石綿含有産業廃棄物は、他のものと混合することがないように、仕切りを設置し、飛散の防止のため専用の袋で梱包して保管する。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）は、他のものと混合することがないように、専用のケースに入れて区分して保管する。

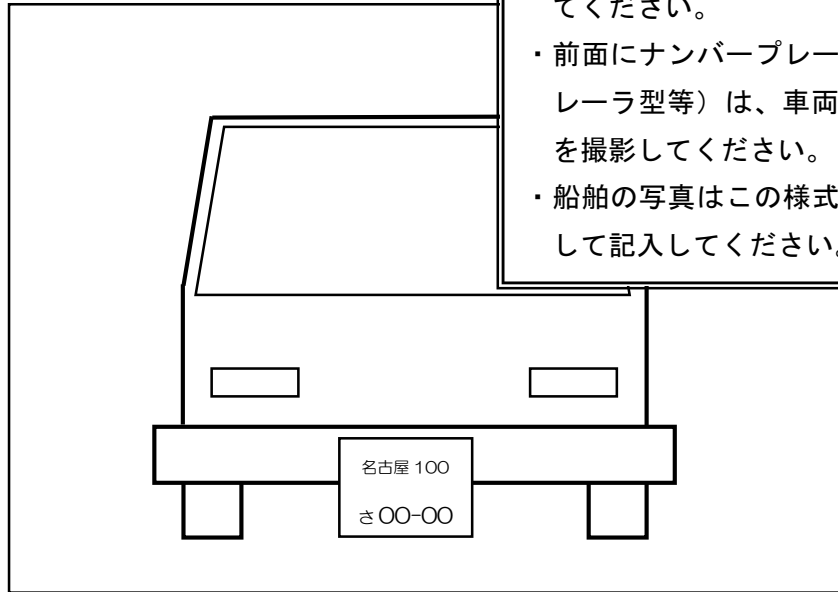
- ・ 施設の具体的な飛散流出対策について記入してください。
- ・ 積替え保管を行わない場合は、該当なしと記入してください。

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は
車両番号

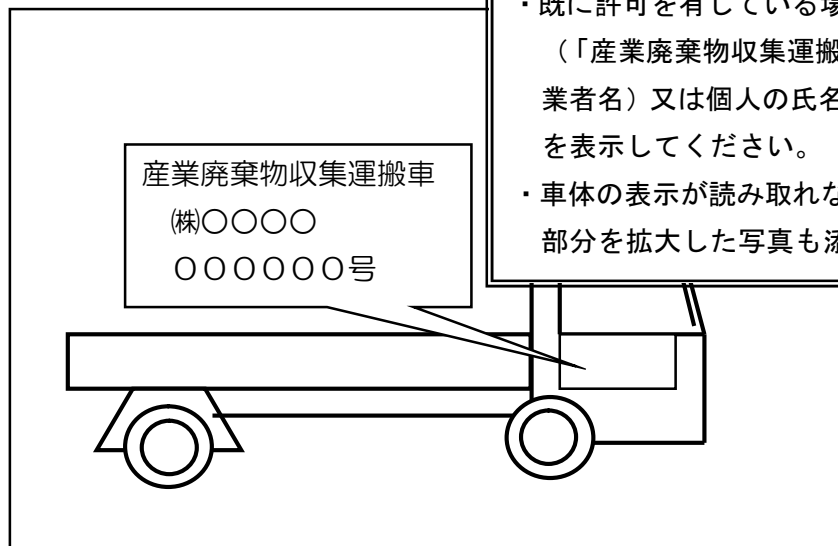
名古屋100さ0000

前
面
写
真



- ・カラー写真としてください。
- ・ナンバープレートを確認できるようにしてください。
- ・前面にナンバープレートがない車両（トレーラ型等）は、車両の後方（真後ろ）を撮影してください。
- ・船舶の写真はこの様式（第6面）を流用して記入してください。

側
面
写
真



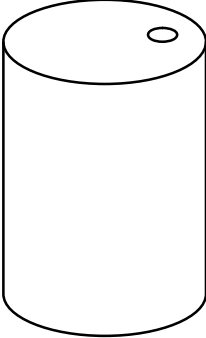
- ・荷台には何も載せないでください。
- ・あおりは取り外さないでください。
- ・さし板はつけないでください。
- ・他社の名称は記載しないでください。
- ・既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）又は個人の氏名」、「許可番号」）を表示してください。
- ・車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付してください。

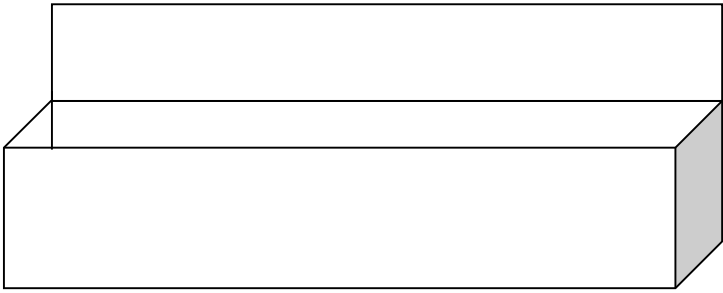
撮影

〇〇年 〇月 〇日

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	ドラム缶	用途	汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）、 動植物性残さ
<div data-bbox="328 360 1201 949" style="border: 1px solid black; width: 547px; height: 263px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1003 371 1449 831" style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: 279px; height: 205px; margin: 0 auto;"><ul style="list-style-type: none">・ 容器の全体が写るように撮影してください。・ 容器の容積、高さ、自重等から判断し、適正量を超えて積載するための装備とみなされるときは、廃棄物運搬容器として認められない場合があります。（例：汚泥運搬用コンテナ等）</div>			
撮影			〇〇年 〇月 〇日

運搬容器等の名称	蛍光管専用ケース	用途	蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物）
<p data-bbox="252 1267 368 1301">注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 <div data-bbox="300 1413 1225 1966" style="border: 1px solid black; width: 580px; height: 247px; margin: 0 auto;"></div>			
撮影			〇〇年 〇月 〇日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	5,500 + 3,200/年	
土地	(賃借) 500/年	
事務所	(賃借) 300/年	
収集運搬車両	(1台購入) 5,500 (1台賃借) 2,400/年	
積替保管施設	事業開始に新たな資金を必要としない場合は、資金の総額欄に 「現在営んでいる〇〇業のものを使用するため新たな資金は 必要ありません。」等と記入してください。	
調 達 方 法	自己資金	3,200/年
	借入金	5,500
	(借入先名) 〇〇銀行	5,500 (返済方法については別紙のとおり)
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(第9面)

資産に関する調書(個人用)

〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	普通預金		3,000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地	自宅宅地 駐車場土地	110m ³	20,000
建物	自宅	1棟	12,000
備品			
車両	ダンプ	2台	4,700
その他			
	資 産 計		39,700
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	住宅ローン		4,500
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
	負 債 計		4,500

・これらの内容を証する書類も添付してください。
残高証明書、固定資産税評価額等証明書、融資証明書など。
直前期の所得税青色申告決算書(貸借対照表)でも可。

※ 様式第六号の二第9面(この書類)は個人の方が申請する場合に必要なものです。
法人での申請には不要です。

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

名古屋市長 様

申請者

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏名 株式会社名古屋市
代表取締役 名古屋 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

法人の記載例にあわせてあります。個人の方はご注意ください。

今後5年間の

(特別管理)産業廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、他の事業部門も含めて記入して下さい。

(法人用)

(単位：千円)

項目	期間	(単位：千円)				
		1.7~2.6	2.7~3.6	3.7~4.6	4.7~5.6	5.7~6.6
A	売上高 (内訳は別紙)	8,500	10,000			
B	売上原価	4,500	5,500			
	(うち減価償却費)	1,000	1,000			
C	売上総利益 (C = A - B)	4,000	4,500			
D	販売費及び一般管理費	4,200	4,400			
	(うち給与)	1,200	1,300			
	(うち役員報酬)	1,000	1,000			
	(うち減価償却費)	1,400	1,400			
	(うち燃料費)	100	200			
E	営業外収益	10	5			
F	営業外費用	20	25			
G	経常利益 (G = C - D + E - F)	△210	80			
H	特別利益	700	800			
I	特別損失	800	900			
J	税引前当期利益 (J = G + H - I)	△310	△20			
K	当期利益	△340	△30			
	前期繰越利益	△1,100	△1,440			
	当期末処分利益	△1,440	△1,470			

直前期の損益計算書などを参考にして、その翌年度から5年分記載してください。
(この例は、令和元年6月までの決算報告書等を提出できる場合です。)

直前期の株主資本等変動計算書などとの整合性を確認してください。

申請者に応じて法人用または個人用どちらかの表に記入ください。

(個人用)

(単位：千円)

項目	期間	(単位：千円)				
		2.1~2.12	3.1~3.12	4.1~4.12	5.1~5.12	6.1~6.12
A	売上高 (内訳は別紙)	8,500	10,000			
B	その他収入	0	0			
C	費用 (C = C1 + C2)	7,000	8,000			
	C1 (うち燃料費)	1,000	1,500			
	C2 (うちその他費用)	6,000	6,500			
D	収益 (D = A + B - C)	1,500	2,000			

直前期の損益計算書などを参考にして、その翌年度から5年分記載してください。
(この例は、令和元年12月までの確定申告書を提出できる場合です。)

今後5年間の事業に係る売上高

【令和元年7月1日～令和2年6月30日】

法人の記載例にあわせてあります。
個人の方は日付等ご注意ください。

1	産業廃棄物収集運搬業（8月から開始見込み）	
	汚泥	$5,000\text{円}/t \times 400\text{t}/\text{年} = 2,000,000\text{円}/\text{年}$
	・	・
	・	・
	・	・
	計	3,000,000円/年
2	運輸業	2,000,000円/年
3	土木業	3,500,000円/年
	合計	8,500,000円/年

【令和2年7月1日～令和3年6月30日】

1	産業廃棄物収集運搬業	
	汚泥	$5,000\text{円}/t \times 600\text{t}/\text{年} = 3,000,000\text{円}/\text{年}$
	・	・
	・	・
	・	・
	計	4,500,000円/年
2	運輸業	2,000,000円/年
3	土木業	3,500,000円/年
	合計	10,000,000円/年

・
・
・

- ・ 収支計画書に対応する5年分を記載してください。
- ・ 申請する産業廃棄物の種類をすべて記載してください。
- ・ ここに示す売上高は、様式第六号の二第1面に記載した月当たりの運搬量や、許可取得予定、他県市の許可状況などを考慮して記載してください。

保 管 計 画 書

産業廃棄物の種類	保 管 方 法	保管面積 (m ²)	保管容積 (保管上限) (m ³)	保管高さ (m)	備考
廃プラスチック類※、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず※	屋内 コンテナ使用	16	10	1.1	2m ³ コンテナ5個
がれき類※	屋内 床面はコンクリート張り、三方はコンクリート擁壁あり 直置き	8	8	2	1/2勾配で算出
蛍光管 (金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず※ (水銀使用製品産業廃棄物を含む))	屋内 蛍光管専用ケース使用	5	6	0.4	蛍光管専用ケース 3個
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管計画書（この書類）は積替え保管を含む申請を行う場合に必要なものです。 積替え保管を含まずの申請を行う場合は不要です。 ・ 根拠となる計算書、図面等を添付してください。 </div>					
合計		合計	合計	最大高さ	
4 品目		29m ²	24m ³	2m	
所在地 名古屋市〇区〇〇町△△番			管理責任者 名古屋 次郎		
全体面積		保管面積 (合計)		保管容積 (合計)	
500 m ²		29 m ²		24 m ³	

(注) 積替え・保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

積替え・保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請に係る規制法令確認状況票

確認年月日	確認先	法令名	確認結果	チェック欄※
〇〇年 〇〇月△△日	名古屋市住宅都市局 建築指導課 ☆☆ 様 ※※※-※※※※	建築基準法	建築確認、検査済み。 あらためて提出していただくものではありません。との回答あり。	
〇〇年 〇〇月△△日	名古屋市〇〇保健所 生活環境課 △△ 様 ★★★★-★★★★	騒音規制法 振動規制法 大気汚染防止法	(騒音) 特定施設設置の届出書を提出するよう指導があった。 (〇〇年〇〇月△△日上記届を提出。受付済み)	
〇〇年 〇〇月△△日	名古屋市消防局 〇消防署 予防課 指導係 □□ 様 XXXX-XXXX	名古屋市火災 予防条例	指定可燃物には該当しません。 少量危険物取扱所には該当しません。 との回答あり。	
			<p>※ 規制法令確認状況票（この書類）は積替え保管を含む申請を行う場合に必要なものです。 内容は状況に応じ変わります。 積替え保管を含まずの申請を行う場合は不要です。</p>	

注1) 確認先の欄には、担当部署名、担当者名、電話番号を記入して下さい。

注2) ※には記入しないでください。